

第19期 中間決算公告

平成29年12月29日

東京都世田谷区玉川一丁目14番1号  
 楽天銀行株式会社  
 代表取締役社長 永井 啓之

中間連結貸借対照表

(平成29年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	443,317	預借金	1,823,944
買入金銭債権	762,547	用為替	169,750
有価証券	147,128	外 国 為 替	164
貸出金	723,107	社 会 債	4,000
外国為替	4,373	そ の 他 負 債	22,903
その他の資産	32,493	賞 与 引 当 金	337
有形固定資産	2,222	役 員 賞 与 引 当 金	1
無形固定資産	6,703	ポ イ ン ト 引 当 金	194
繰延税金資産	1,815	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	11
支払承諾見返	577	特 別 法 上 の 引 当 金	2
貸倒引当金	△995	支 払 承 諾	577
		負債の部合計	2,021,885
		(純資産の部)	
		資 本 金	25,954
		資 本 剰 余 金	2,468
		利 益 剰 余 金	73,128
		株 主 資 本 合 計	101,551
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△46
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△101
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	△147
		純資産の部合計	101,404
資産の部合計	2,123,289	負債及び純資産の部合計	2,123,289

## 中間連結損益計算書

自 平成29年4月1日  
至 平成29年9月30日

(単位：百万円)

科 目	金 額
<b>経 常 収 益</b>	<b>38,848</b>
資 金 運 用 収 益	25,861
(うち貸出金利息)	(21,071)
(うち有価証券利息配当金)	(152)
役 務 取 引 等 収 益	10,915
そ の 他 業 務 収 益	1,629
そ の 他 経 常 収 益	187
信 託 報 酬	254
<b>経 常 費 用</b>	<b>27,507</b>
資 金 調 達 費 用	941
(うち預金利息)	(856)
役 務 取 引 等 費 用	14,637
そ の 他 業 務 費 用	—
営 業 経 費	11,584
そ の 他 経 常 費 用	344
<b>経 常 利 益</b>	<b>11,340</b>
<b>特 別 利 益</b>	<b>—</b>
<b>特 別 損 失</b>	<b>0</b>
固 定 資 産 処 分 損	0
<b>税金等調整前中間純利益</b>	<b>11,340</b>
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	2,752
法 人 税 等 調 整 額	772
<b>法人税等合計</b>	<b>3,525</b>
<b>中間純利益</b>	<b>7,815</b>
非支配株主に帰属する中間純利益	—
親会社株主に帰属する中間純利益	7,815

## 中間連結財務諸表の作成方針

### (1) 連結の範囲に関する事項

#### ① 連結される子会社及び子法人等 17社

会社名

楽天信託株式会社  
一般社団法人スーパーラストホールディングス  
合同会社スーパーラスト1  
合同会社スーパーラスト2  
合同会社スーパーラスト3  
合同会社スーパーラスト4  
合同会社スーパーラスト5  
合同会社スーパーラスト6  
合同会社スーパーラスト7  
合同会社スーパーラスト8  
合同会社スーパーラスト9  
合同会社スーパーラスト10  
合同会社スーパーラスト11  
合同会社スーパーラスト12  
合同会社スーパーラスト13  
合同会社スーパーラスト14  
合同会社スーパーラスト15

#### ② 非連結の子会社及び子法人等 4社

会社名

楽天バンクドメインサービス株式会社  
トランスバリュードメインサービス株式会社  
東松島「絆」太陽光発電所（実績配当型合同運用指定金銭信託）  
東松島「絆」太陽光発電所事業信託（単独運用指定金銭信託）  
非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

### (2) 持分法の適用に関する事項

#### ① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等 0社

#### ② 持分法適用の関連法人等 0社

#### ③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 4社

会社名

楽天バンクドメインサービス株式会社  
トランスバリュードメインサービス株式会社  
東松島「絆」太陽光発電所（実績配当型合同運用指定金銭信託）  
東松島「絆」太陽光発電所事業信託（単独運用指定金銭信託）

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

#### ④ 持分法非適用の関連法人等 0社

### (3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は、中間連結決算日と一致しております。

## 連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 会計方針に関する事項

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

#### (2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

##### ①有形固定資産（リース資産を除く）

当行並びに連結される子会社及び子法人等の有形固定資産は、定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：2年～18年

その他：2年～20年

##### ②無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

#### (4) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は96百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、貸倒懸念債権等特定の債権について、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (5) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

#### (6) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計年度に帰属する額を計上しております。

#### (7) ポイント引当金の計上基準

ポイントサービスの将来の利用による負担に備えるため、未利用の付与済ポイントを金額に換算した残高のうち、将来利用される見込額を合理的に見積り必要と認める額を計上しております。

#### (8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

#### (9) 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第48条の3第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第189条の規定に定めるところ算出した額を計上しております。

#### (10) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行並びに連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(11) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理及び金利スワップの特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

- ・ヘッジ手段…為替予約、債券先物、株式指数先物、円金利スワップ
- ・ヘッジ対象…外貨建有価証券、日本国債等の円貨建有価証券

③ ヘッジ方針

行内規程に基づき、市場リスク及び信用リスク等をヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間におけるヘッジ対象の対象リスクから生じる価格変動額と、ヘッジ手段の対象リスクから生じる価格変動額とを比較して判断しております。ただし、金利スワップの特例処理の要件に該当する場合は、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

なお、当行の一部の外貨建金融資産から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日。以下、「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(12) 消費税等の会計処理

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

該当事項はありません。

(中間連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額（連結子会社及び連結子法人等の株式を除く）1 百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は156百万円、延滞債権額は788百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、破綻先債権額はあります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はあります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は944百万円であります。

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

買入金銭債権等 181,711百万円

有価証券 19,955百万円

担保資産に対応する債務

借入金 169,200百万円

当座借越 一百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保として、有価証券92,384百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は137百万円、金融商品等差入担保金は5,061百万円及び保証金は6,603百万円あります。

7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、367,793百万円あります。このうち原

契約期間が任意の時期に無条件で取消可能なものが367,793百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約は、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。また、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 有形固定資産の減価償却累計額

1,744百万円

9. 当行においては、資金運用の効率化及び代替流動性の確保を目的として取引銀行と当座貸越契約を締結しております。

当中間連結会計期間末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額

10,000百万円

借入実行残高                      一百万円

差引額                                      10,000百万円

10. 社債は、全額劣後特約付社債であります。

11. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率(国内基準)    11.28%

(中間連結損益計算書関係)

1. 「その他経常費用」には、償却債権取立益0百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、貸出金償却26百万円、貸倒引当金繰入額275百万円及び貸倒償却7百万円を含んでおります。

(金融商品関係)

○金融商品の時価等に関する事項

平成29年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2)参照)。

(単位：百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時価	差額
(1)現金預け金	443,317	443,317	—
(2)コールローン	—	—	—
(3)買入金銭債権(※1)	762,515	762,795	280
(4)有価証券			
満期保有目的の債券	12,500	12,972	472
その他有価証券	134,619	134,619	—
(5)貸出金	723,107		
貸倒引当金(※1)	△858		
	722,248	726,134	3,886
(6)外国為替	4,373	4,373	—
資産計	2,079,574	2,084,212	4,638
(1)預金	1,823,944	1,824,163	218
(2)借用金	169,750	169,750	—
(3)社債	4,000	4,000	—
負債計	1,997,694	1,997,913	218
デリバティブ取引(※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	2,054	2,054	—
ヘッジ会計が適用されているもの	△85	△85	—
デリバティブ取引計	1,969	1,969	—

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、買入金銭債権に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、中間連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(※2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で表示しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法

#### 資産

- (1)現金預け金  
満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、譲渡性預け金は、取引金融機関から提示された価格によっております。
- (2)コールローン  
コールローンについては、残存期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
- (3)買入金銭債権  
買入金銭債権のうち、優先劣後等のように質的に分割されており保有者が複数であるような信託受益権については、取引金融機関から提示された価格によっております。それ以外のものについては、「(5)貸出金」と同様の方法により時価を算定しております。
- (4)有価証券  
株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。
- (5)貸出金  
貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。  
また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

(6) 外国為替

外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金（外国他店預け）であります。これらは、満期のない預け金であり、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 借入金

借入金のうち、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算出しております。残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 社債

当行の発行する社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップオプション）、通貨関連取引（為替予約、通貨オプション）、債券関連取引（債券先物）であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(4)有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	中間連結貸借対照表計上額
① 非上場外国証券(※1)	0
② 非連結子会社株式(※1)	1
③ その他証券(※2)	7
合 計	9

(※1)非上場外国証券及び非連結子会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(※2)その他証券のうち、裏付資産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。



(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金及び「買入金銭債権」中の信託受益権の一部が含まれております。

1. 満期保有目的の債券 (平成29年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結 貸借対照表計上 額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	12,500	12,972	472
	小計	12,500	12,972	472
時価が中間連結 貸借対照表計上 額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		12,500	12,972	472

2. その他有価証券 (平成29年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対 照表計上額が取 得原価を超える もの	株式	—	—	—
	債券	45,065	44,999	65
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	1,999	1,999	0
	社債	43,065	43,000	65
	その他	7,435	7,425	10
	小計	52,501	52,425	76
中間連結貸借対 照表計上額が取 得原価を超えな いもの	株式	—	—	—
	債券	86,196	86,338	△142
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	14,498	14,499	△0
	社債	71,697	71,839	△141
	その他	22,929	22,949	△20
小計	109,126	109,288	△162	
合計		161,627	161,713	△86

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 43,160円12銭  
1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額 3,326円31銭

第19期 中間決算公告

平成29年12月29日

東京都世田谷区玉川一丁目14番1号  
 楽天銀行株式会社  
 代表取締役社長 永井 啓之

中間貸借対照表

(平成29年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	443,314	預 金	1,927,455
買入金銭債権	669,868	借 用 金	169,750
有価証券	342,442	外 国 為 替	164
貸出金	723,107	社 債	4,000
外国為替	4,373	そ の 他 負 債	22,804
その他の資産	33,007	未 払 法 人 税 等	2,947
その他の資産	33,007	資 産 除 去 債 務	182
有形固定資産	2,198	そ の 他 の 負 債	19,674
無形固定資産	6,445	賞 与 引 当 金	327
繰延税金資産	1,793	ポ イ ン ト 引 当 金	194
支払承諾見返	577	睡眠預金払戻損失引当金	11
貸倒引当金	△945	特 別 法 上 の 引 当 金	2
		支 払 承 諾	577
		負債の部合計	2,125,287
		(純資産の部)	
		資 本 金	25,954
		資 本 剰 余 金	2,468
		資 本 準 備 金	2,468
		利 益 剰 余 金	72,622
		そ の 他 利 益 剰 余 金	72,622
		繰 越 利 益 剰 余 金	72,622
		株 主 資 本 合 計	101,044
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△46
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△101
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△147
		純資産の部合計	100,897
資産の部合計	2,226,184	負債及び純資産の部合計	2,226,184

## 中間損益計算書

自 平成29年4月1日  
至 平成29年9月30日

(単位：百万円)

科 目	金 額
<b>経常収益</b>	<b>38,572</b>
資金運用収益	25,844
(うち貸出金利息)	(21,071)
(うち有価証券利息配当金)	(331)
役員取引等収益	10,911
その他業務収益	1,629
その他経常収益	187
<b>経常費用</b>	<b>27,306</b>
資金調達費用	941
(うち預金利息)	(857)
役員取引等費用	14,634
その他業務費用	—
営業経費用	11,436
その他経常費用	293
<b>経常利益</b>	<b>11,265</b>
<b>特別利益</b>	<b>—</b>
<b>特別損失</b>	<b>0</b>
<b>税引前中間純利益</b>	<b>11,264</b>
法人税、住民税及び事業税	2,697
法人税等調整額	788
<b>法人税等合計</b>	<b>3,485</b>
<b>中間純利益</b>	<b>7,779</b>

## 個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法  
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。  
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法  
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
3. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）  
有形固定資産は、定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。  
また、主な耐用年数は次のとおりであります。  
建 物：2年～18年  
その他：2年～20年
  - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）  
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
4. 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金  
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。  
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。  
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。  
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は96百万円であります。
  - (2) 賞与引当金  
賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。
  - (3) 睡眠預金払戻損失引当金  
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。
  - (4) ポイント引当金  
ポイントサービスの将来の利用による負担に備えるため、未利用の付与済ポイントを金額に換算した残高のうち、将来利用される見込額を合理的に見積り必要と認める額を計上しております。
  - (5) 金融商品取引責任準備金  
金融商品取引責任準備金は、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第48条の3第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準  
外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
6. ヘッジ会計の方法
  - ① ヘッジ会計の方法  
繰延ヘッジ処理、及び金利スワップの特例処理によっております。
  - ② ヘッジ手段とヘッジ対象  
・ヘッジ手段…為替予約、通貨スワップ、円金利スワップ  
・ヘッジ対象…外貨建有価証券、日本国債等の円貨建有価証券
  - ③ ヘッジ方針  
行内規程に基づき、市場リスク及び信用リスク等をヘッジしております。
  - ④ ヘッジ有効性評価の方法  
ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間におけるヘッジ対象の対象リスクから生じる価格変動額と、ヘッジ手段の対象リスクから生じる価格変動額とを比較して判断しております。ただし、金利スワップの特例処理の要件に該当する場合は、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

なお、一部の外貨建金融資産から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日。以下、「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

7. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

会計方針の変更

該当事項はありません。

追加情報

該当事項はありません。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式総額 491百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は156百万円、延滞債権額は788百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はあります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はあります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は944百万円であります。

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	201,666百万円
担保資産に対応する債務	
借入金	169,200百万円
当座借越	一百万円

上記のほか、為替決済及びデリバティブ取引等の取引の担保として、有価証券92,384百万円を差し入れております。また、先物取引差入証拠金は137百万円、金融商品等差入担保金は5,061百万円及びその他の資産のうち保証金は7,348百万円であります。

7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、367,793百万円であります。このうち原契約期間が任意の時期に無条件で取消可能なものが367,793百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約は、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 有形固定資産の減価償却累計額 1,736百万円

9. 当行においては、資金運用の効率化及び代替流動性の確保を目的として取引銀行と当座借越契約を締結しております。

当中間会計期間末における当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

当座借越極度額の総額	10,000百万円
借入実行残高	一百万円
差引額	10,000百万円

10. 社債は、全額劣後特約付社債であります。
11. 特別法上の引当金として金融商品取引責任準備金2百万円を計上しております。
12. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準) 11.00%

(中間損益計算書関係)

1. 「その他経常収益」には、償却債権取立益0百万円
2. 「その他経常費用」には、貸出金償却26百万円、貸倒引当金繰入額225百万円及び貸倒償却7百万円を含んでおります。

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、及び「買入金銭債権」中の信託受益権の一部が含まれております。

1. 満期保有目的の債券 (平成29年9月30日現在)

	種類	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間貸借 対照表計上額を 超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	12,500	12,972	472
	小計	12,500	12,972	472
時価が中間貸借 対照表計上額を 超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		12,500	12,972	472

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (平成29年9月30日現在)

	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社・子法人等株式	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	中間貸借対照表計上額(百万円)
子会社・子法人等株式	491
関連法人等株式	—
合計	491

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

3. その他有価証券（平成29年9月30日現在）

	種類	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	株式	—	—	—
	債券	45,065	44,999	65
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	1,999	1,999	0
	社債	43,065	43,000	65
	その他	7,435	7,425	10
	小計	52,501	52,425	76
中間貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	株式	—	—	—
	債券	281,021	281,163	△142
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	209,323	209,324	△0
	社債	71,697	71,839	△141
	その他	22,929	22,949	△20
	小計	303,950	304,113	△162
合計	356,452	356,538	△86	

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	中間貸借対照表計上額(百万円)
株式	—
その他	7
合計	7

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

(金銭の信託関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	289	百万円
税務上の減価償却超過額	571	
有価証券等償却	189	
その他有価証券評価差額金	20	
その他	766	

繰延税金資産小計

1,837

評価性引当額

—

繰延税金資産合計

1,837

繰延税金負債

資産除去債務に対する除去費用

43

繰延税金負債合計

43

繰延税金資産の純額

1,793

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 42,944円35銭

1株当たり中間純利益金額 3,311円00銭